

標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会
(第3回)
議事要旨

日時：令和3年4月9日（金曜日）10時00分～12時00分

場所：Webexによるオンライン会議

出席委員等

林座長、平塚委員、平山委員、松永委員、長澤様、森様、山口様、松尾様、野口様、高橋様、別所様、神谷様、清水様、石井様

議題

1. 前回会合までの振り返り
2. 我が国情報産業の基盤強化に向けた取組について
3. 標準必須特許のライセンスに関するその他の検討事項について

議事概要

<座長より開会の挨拶>

<事務局より資料の説明>

<討議（主なご意見）>

○我が国情報産業の基盤強化に向けた取組について

- ポスト 5G やビヨンド 5G での競争力強化のために大きな公費を投入したことはわかったが、他方、本研究会では、現状の 4G や 5G で海外企業が既に競争力を持っているという現実に基づき、現在の課題への対応策の検討が必要。
- ポスト 5G で日本が負けない環境整備が大目的と理解。新しい産業が興る時は特許紛争が起きるが、その期間を短くして競争環境を安定させることが重要。サービスを含めた負担配分を検討しないと、モノ作りが得意な日本に負担が依る。
- ポスト 5G のソフト面での開発支援は賛成。他方、本研究会では今の課題の議論が必要。日本ルールの遵守が、誠実交渉の補強材料となれば、日本でルールを作る意味がある。また、Willing licensee への差止めは認められるべきでない。

- 今後の産業発展やイノベーション創出のためにも、少なくとも、ライセンス交渉過程について、裁判所でも考慮されるルールは定めるべき。更に踏み込むと、異業種間では差止めの制限を検討しても良いくらいではないかと思う。
- 現在の日本の産業を守るための議論と、この先のポスト 5G などの議論が混在すると話が分かりにくい。どちらをどのタイミングで議論するかを整理した方が良い。まずは今の課題をどうするかを議論した方が分かりやすい。

<事務局より説明>

- ポスト 5G 等の政策については、前回会合で、日本がイノベーションを起こすことも重要とのご意見が出たことを踏まえてご紹介した。今後の研究会では、ご指摘の通り差し迫っている直近の問題の解決に向けた検討に注力する形としたい。

<情報産業課より説明>

- 将来のイノベーション創出は政府としても重要と考えており、その際に知財の問題なども強く認識して取り組んでいるところ。今後も有識者、産業界のご意見を踏まえしっかり検討していきたい。

○標準必須特許のライセンスに関するその他の検討事項について

- 公取委の Patent Pool GL でも、プールが常に競争促進的とはされていない。また、Patent Pool GL は策定から 15 年以上経過しているため、現在の実務やパターンに即した考え方が示されているか検討が必要。
- 垂直的な共同交渉の利点は、交渉力の向上というよりも、むしろ、公正な交渉のテーブルにつくための前提として必要な情報の共有が可能になる点にある。
- 必須性判定の共同請求は、独禁法に反する競争阻害効果を生じないというだけでなく、特許の利用が促進されるという競争促進的な効果を見込むことができる。
- TI 社の契約例の言及がある。規格策定に関与し SEP 実施部品で圧倒的シェアを持ち他社と共同ライセンスするベースバンドチップメーカーの負うべき責任とは全く事情が異なり、今回の趣旨に沿わないが公知例がこれしかなかったと理解。
- Patent Pool は万能ではなく、「高額化を回避」とあるが、そうならないプールもあるので、注意が必要。

- 垂直的な共同交渉でのサプライヤーの巻き込みについて、競争法の観点から取り上げて頂き感謝。他方、最終製品メーカーをライセンス先とすることを前提としたものではないことを確認したい。
 - 独占的なベースバンドチップメーカー等が、自らがライセンス料を負担しないで済むようにサプライヤーへのライセンスを共同で拒否し、最終製品のライセンスを共同で合意することの独禁法上の適否という論点もある。
-
- パテントプールの料率は、最後は常識的な水準に落ち着く。国際標準規格で権利者が100%参画するのは難しく、AVANCI 未参画企業も自ら TCU 事業を行っている等事情がある。プールはあくまで一手段であり、誠実交渉の促進が問題の中心。
 - 共同交渉について、購入提携の考え方を挙げているが、資材購入と特許ライセンスでは前提が異なる。垂直的な交渉は今更問題にならない。水平交渉は具体事例がないので突き進めた検討が難しい。必須性判定の共同請求は問題ないと思う。
 - サプライチェーン内での負担は、個々の事情で異なっており、特許ライセンスというよりビジネスの問題。ここを抜き出してルール化するのは適切ではない。むしろ、サービス事業者等を含めた負担配分の問題を議論するのが一つの方向性。
-
- パテントプールは、選択肢の一つとしてあった方がよい。必ずしも権利者が集まったプールの方がライセンス料が高い訳では無く、市場原理が働き、妥当な価格に収斂する。プールは、国が規制するのではなく民間に任せるのがよい。
 - 共同交渉について、垂直交渉は既に利用されている。水平交渉は、実施者同士でポートフォリオが異なるなど利害対立があり、交渉がまとまらない可能性が大きい。また、部門間の情報を遮断情報遮断して交渉することは難しい。
 - サプライチェーン内の問題は、個別にサプライチェーン内で検討すべき課題。基本的には特許権を受益することに応じた負担配分を考えるということ。負担配分は、色々議論いただければ良いのではないか。
-
- AVANCI 参画企業でも宣言後に NPE に特許を譲渡しており、全 SEP が AVANCI に入っている訳ではない。権利者中心のプールは効率性等の観点から疑問があり従来のプールとは分けて慎重な検討が必要。
 - サプライチェーン内の負担について、知財補償せず自社製品での自社特許の実施分も含めて、下流から特許料を取る半導体企業がいる。負担配分は契約上の知財補償が前提となるため、交渉過程のルール検討とは異なるアプローチをすべき。

- パテントプールは、合理的な利益調整を図る紛争解決等の一つ的手段にはなる。他方、直近の課題の解決はしないかもしれない。AVANCI のアウトサイダー 4 社中 3 社は TCU サプライヤーでもあり、料率を下げる存在になるかもしれない。
- 共同交渉について、カルテル防止の手法の判断は、EC のエキスパートグループでも議論の中心になっており、ライセンスポイントや、誰が交渉するか、負担割合等の多岐に渡る議論がある。将来的な課題として検討されるべきもの。
- サプライチェーン内では、上流はライセンス料を負担できず下流とは特許補償条項により議論できないという閉塞状態がある。これで交渉が後手となってホールドアウトと指摘される事例もある。解決の糸口を提供できるようになれば良い。
- 権利者中心のプールはまず沢山払う実施者を探す戦略を取る。一方、実施者・権利者同程度のプールはそうしたことが起きにくく、料率が 1 桁・2 桁異なることは起きない。プールは、2 社間交渉のレファレンスになる利点もある。
- 共同交渉について、水平交渉は競争法上の問題もあるし、実施者間の特許力が異なるため単独交渉の方が得な場合がある。垂直交渉は当然必要。交渉には特許の内容が分かる人が必要で、OEM が分からない部分はサプライヤーに出してもらう。
- 特許補償の有無や条件は、企業同士の力関係で決まる部分が多い。他にサプライヤーがいれば青天井での補償の場合もあるし、1 社しかいなければ補償無しの場合もある。TI の約款もそうだが最近では SEP を補償対象外とする契約が散見。
- SEP については、技術の効果を独自に確認し理解したうえで、できる限り自分達で交渉し、わからない点はサプライヤーへ交渉の席への同席をお願いしている。OEM メーカーだから SEP のことはわからないとってしまうのは望ましくない。
- パテントプールの利点は少なからずあるが、ライセンス料が入ってくると事業しなくなる可能性もあり、政策上は欠点の考慮も必要。研究者としては、AVANCI の 15 \$ がどのように算出されたのか、透明性の確保を目指す上でも興味あり。
- 海外の SEP 関連判決は、本当にお手本とすべき判決なのか。当事者は交渉に慣れていない場合や、NPE が当事者という場合もある。
- 必ずしも SEP の交渉に慣れた業界ばかりではない。水平交渉は中々無いかもしれないが、将来そうした機会があった場合、許容範囲が事前に分かっていたらすぐに判断できる。深い議論でなくても良いので、少し整理してもらえると助かる。

<座長より次回以降の見通しの説明>

- 次回の会合では、本日までの検討結果を踏まえ、今後どういった点を検討していく必要があるか、といった点を含めて、中間的な整理を行うための検討を実施したい。

お問合せ先

経済産業政策局 競争環境整備室／知的財産政策室

電話：03-3501-1511